

報道発表資料の配布日時 令和4年2月4日（金）10時00分

発表項目 (行事名)	まん延防止等重点措置協力支援金（1/27～2/20分）の早期給付実施について
概 要	<p>まん延防止等重点措置の適用に伴う北海道からの要請に協力し、1月27日（木）～2月20日（日）の期間において、営業時間短縮等とともに感染防止の取組を行った飲食店等事業者に対し支援金を支給します。</p> <p>本支援金は、「早期給付」として、要請期間の終了を待たずに支援金の一部を先行して支給します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 対象施設 北広島市内の飲食店、カラオケ店、結婚式場等2. 要請期間 令和4年1月27日（木）～2月20日（日） ※遅くとも1月29日（土）から協力していた必要があります。3. 支給要件（下記の全てを満たす必要があります。）<ul style="list-style-type: none">・要請期間において、道の要請に応じること。・中小企業・個人事業者であり、かつ要請期間終了後から受け付ける全期間分の本申請を支給額を売上高に応じて算出する「売上高方式」で申請すること。・令和3年5月12日以降の要請に伴う協力支援金の受給実績があること。・要請期間中、営業時間短縮や酒類提供の停止などを店頭（店外）に掲示すること。・1月26日時点で飲食店等営業許可を取得し、かつ要請期間の全てで当該許可が有効であること。4. 留意事項<ul style="list-style-type: none">・早期給付を申請した場合でも、本申請（要請期間終了後の申請）は必ず必要です。・本申請がない場合は、要請に協力したことなど支給要件に該当することの確認ができないため、早期給付受給額を全額返還いただきます。 <p>※なお、早期給付の申請を行わなくても、本申請において、1月27日から2月20日までの要請期間分をまとめて申請することが可能です。本申請については、要請期間終了後に受付開始の予定です。</p>

	<p>5. 支給金額 1施設（店舗）当たり35万円</p> <p>6. 申請方法 令和4年2月14日（消印有効）までに必要書類を作成の上、郵送 （〒061-1192（住所不要）北広島市経済部商工業振興課あて）</p> <p>※制度詳細や必要書類、要請内容などは北広島市ホームページをご覧ください。</p>
参 考	<p>北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。</p> <p>https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/</p>
報道（取材） に当たって のお願い	
担 当 （連絡先）	<p>北広島市経済部商工業振興課（担当者：課長 林）</p> <p>TEL：011-372-3311（内線4611）</p>



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市